

2005年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学未修者）

論文 2 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

【論文2 問題】

2 ページからの文章を読んで、次の設問に答えなさい。

<設問>

- (1) 筆者の主張するところを1000字程度で要約しなさい。
- (2) 筆者の見解を参考にして、イラクにおける自爆テロについてあなたの考えを論じなさい。

マーサ・クレンショウ・ハチンソン(後出マーサ・クレンショウと同一人物)は「テロリズムの定義について、合意などは全く存在しないし、ましてそれについての一般理論などは全然ない」と言い、ウォルター・ラカーは、1936年より1981年までの間に、相異なるテロリズムの定義が109種類試みられたと言っている。こんな次第だから、あまり定義などにこだわらず、橋川文三氏のいう「印象主義的な方法」によって話を進めればよいようなものであるが、それでも幾つか概念についてコメントしておく必要はある。

第一に、テロリズムという言葉は、歴史の経過の過程で大きく意味を変じた。それはフランス革命期のジャコバン派による *La Terreur* に由来し、その主体は権力側であったのが、19世紀には主体が反権力側に移り、アナキストやニヒリストの暴力の意味に転じたのである。もっとも前者の意味も消失したわけではなく、たとえばカール・カウツキーがロシア革命のボルシェヴィーキの支配を反文明的テロリズムとして糾弾し、トロツキーがそれに反論した時には、テロリズムとは、ジャコバンの時と同様の権力(革命政権)側のテロを意味していた。現在に至っても、権力側の行なう政治的殺人をテロリズムの概念に含めるか否か、なお定義が分岐している。

第二には、テロリズムという言葉は、価値中立的な学術用語ではなく、その誕生から現代に至るまで、主としては誹謗の言葉であった。特に近年のテロリズムの量的増大と質的残虐化に伴い、またイスラエルやレーガン政権などの反テロリズム・キャンペーンに助長されて、それへの憎悪は一層激しくなっている。そこでテロリズムの定義が憎悪の対象を決定する意味をもち、「自陣営の暴力はテロリズムでなく、敵陣営のはテロリズムだ」ということを論証するためのテロリズム論が横行することにもなる。PLOがゲリラかテロリスト集団かというような議論は、全くそのような枠組の中で展開している。

テロリズム論の現状を垣間見るために、たまたま今私の机の周囲にある辞書類や書物から、定義を拾い集めてみよう。

- ①「暴力を用ひて世人を恐怖せしむる主義。恐怖革命主義」(旧版『広辞林』)
- ②「革命集団による暴力行為の総体」(*Larousse de poche*)
- ③「あからさまな暴力によって目的を達成しようとするやり方」(*Volksbrockhaus*)
- ④「政府または革命団体によって組織的・集团的におこなわれる恐怖手段」(『政治学辞典』木下半治氏執筆)
- ⑤「組織された集団ないし党派が、その目的を体系的暴力行使によって実現しようとする時、その背後にある方法または思想」(*Encyclopaedia of the Social Sciences*, 1934, by J.B.S. Hardman)
- ⑥「小叛乱集団が、物理的に敵を倒すことでなく、政治的態度を操作するために、非正統的政治的暴力を体系的に行使すること」(Martha Crenshaw, "Introduction", in: *Terrorism, Legitimacy and Power*)
- ⑦「政治目的のための暴力行使ないしその威嚇で、その被害者自身を超えた、より大きな集団を対象とするもの」(*Funk & Wagnall's, New Encyclopedia*, by Voitech Mastny)
- ⑧「政治的目的達成のために、恐怖を感じさせるべく、罪なき者を意図的・体系的に、殺傷し、あるいは脅迫すること」(Jonathan Institute)

これらの諸定義を概観すると、大きな問題点は、(イ)その主体を反権力側だけとするか、権力側のテロも含めるか、(ロ)単に暴力としてとらえるか、恐怖という要素を定義に含めるか、(ハ)暴力が「体系的」であることを要するかどうか、というようなところに問題があると思われる。注目すべきは、④以下のアカデミックな定義の多くが、テロリズムを集団による組織的行為であるとしており、孤立した個人の暗殺行為、非政治的・実存的な行為をその定義から排除していることである。これらの定義からすれば、前章で言及し

た多くの暗殺は、テロリズムの定義から外れることになる。また、ホメイニ師の呼びかけに応じて、何の組織にも属さないイスラム教徒がラシュディ氏を暗殺したとして、上記の定義でそれをテロリズムとよびうるのはどれとどれであろうか。

まず上述の諸定義が、国家の正規の刑罰権行使や戦争を定義から外しているかを検討してみよう。そのためには、論者が「暴力」という言葉を、物理力の行使という価値中立的な意味に用いているか、実定法上違法なものを暴力とするという法実証主義的定義をとっているか、何らかの実定法とは独立した規範から見て不正なものを暴力とよんでいるかが問題となるが、定義の字面からは判別し難い。これは正当性という政治哲学の根本問題に対する論者の鈍感さを示唆するものかも知れない。仮に上記の諸定義が用いている「暴力」の概念が価値中立的なものであるとするならば、上記の定義の多くは、国家を「大テロリスト集団」として性格づけていることになる。

まず①の「暴力を用ひて世人を恐怖せしむる」という定義は、刑罰の威嚇力によって秩序を維持する国家権力を含む。③の「あからさまな暴力 (rohe Gewaltmassnahmen)」がテロリズムの本質的要素だとする定義によれば、昔の十字架や火焙りのような公開処刑はテロリズムだが、刑務所の奥で電気椅子や絞首台にかけるのは、「あからさま」でないからそうでないということになるのであろうか。何れにせよ戦争は、最も「あからさま」な暴力行使であろう。

④は、「集団的」という言葉の趣旨がそもそもわからないが（デモ隊や群衆による暴力だけがテロリズムだという趣旨ではないだろう）、警察や監獄の平常の活動が「恐怖手段」かどうかの問題である。⑤のいう、組織された集団の体系的暴力行使を行なう最も典型的なものは国家である。他の諸集団の暴力行使は、幾ら努力しても、国家に比べれば月とスッポンであろう。⑦も、国家の刑罰が威嚇による犯罪の抑止を一目的とする限りで、国家権力もテロリズムを行なっていることになる。⑧は、「罪なき者」(the innocent) か否かを判別する価値基準について、暴力の場合と同じ問題がある。スターリンやヒトラーによって死刑にされた者は、「罪なき者」であったか、ゲリラをかくまう民衆はどうか、敵陣営のタカ派政治家や言論人はどうか。「罪なき者」か否かの価値基準を適当に操作することによって、同じように殺し合っている、敵だけがテロリストということを主張することができることになる。

20世紀の戦争を特色づける総力戦やゲリラ戦においては、多数の罪なき民が殺傷される。広島・長崎の原爆投下は、日本を降伏に導くという「政治的目的達成のために」、次は東京に落とされるのではないかという「恐怖を感じさせるべく」、「罪なき者を意図的・体系的に殺傷した」もので、⑧の定義に見事に当てはまるのである。

漫然と国家権力の正当性を前提として、実定法的に非合法的な物理力行使のみを暴力とよぶことは、合法性と正当性を同一視する一つの法哲学・政治哲学であり、まさしく実定法の正当性を問題とするテロリズムという現象に立ち向うには、思想的に素朴な態度と言わざるを得ない。確かに、陸井三郎氏が言うように、政府による物理力行使と革命団体によるそれは「本質的に異なる」から、社会学的類型として両者を区別し、反権力集団によるもののみをテロリズムとよぶのは、一つの合理的な概念規定であろう。マーサ・タレンシウ(⑥)の「小叛乱集団」(small conspiratorial groups)のみをテロリズムの主体とするのは、いささか狭すぎるかも知れないが、対象を明確に限定しようとする意図の産物であろう。

ただ、そのような定義は、「テロリズムが絶対悪、人類の敵である」というような価値判断と結び付くと、はるかに巨大な国家悪を免罪しながら、小集団の行動のみを鬼畜視するという「二重の基準」(double standard)にコミットすることになる。それはたとえば、朝鮮を併合した日本のことは棚上げして、伊藤博文を暗殺した安重根のみを非難するような

ものである。「国家権力はテロリストの力より無限に大きい」と、ウォルター・ラカーも言っているが、当り前のことである。元アメリカ最高裁判事アーサー・ゴールドバーグは「高度の技術をもって武装し、やがては生物兵器・化学兵器、更には核兵器さえももつようになる可能性のある現代テロリズムは、文明そのものに対する明白にして現在の危険である」と言っている。それはそうかも知れないが、諸大国はそれとは桁違いの高度技術によって武装し、ABC兵器を既に大量に保持し、既にそれらの一部を実際に用いたこと、世界の非難を浴びた。

テロリズムを定義しようとすれば、まず政治的暴力の全体像の中に、テロリズムを位置づけることが必要である。政治的暴力は、①孤立した個人による暴力、②反権力集団による、政治的目的のための暴力、③群衆の暴動、④権力者による不正規な政治的暴力、⑤正統政府の正規の刑罰手続きを通じての政治犯処刑、⑥政府の対外諜報活動に伴う暴力、⑦内戦・革命、⑧戦争、などが存在すると思われるが、テロリズムをこのような分類とどう関係づけるか。

権力側のテロとよばれるものは、フランス革命期の *La Terreur*、ロシア革命期の「赤色テロ」、ヒトラーやスターリンやポルポト、アミン、ボカサなどの大量殺戮を含めて、④と⑤の不明確な混合物である。司法権の独立のないところでは、両者の区別は基本的に不可能であり、また「権力党と獄中党としかない」ような国では、法体系・司法機構自体が権力闘争の武器となっている。

現在の論者のテロリズム定義の中心は②であり、それに①ないし④も加えられることがある。しかし先に述べたように、法の支配の貫徹しない国家においては、④と⑤の区別は不明確である。こうして我々は、②を狭義のテロリズムとし、①ないし④を含んだものを広義とし、更に⑤のうち、④との区別が不明確な部分を更に広義のテロリズムとするという位置づけを考えることができる。しかし何れにせよ、テロリズムは戦争や内戦よりは小さなものであり、この規模の相違は、様々な質の相違をももたらす。ゲリラ戦は戦争とテロリズムの中間に位置するもので、その行使する暴力は、戦争的側面とテロリズム的側面の両面をもっている。

このように見たうえで、先の暗殺についてなしたように、主体・客体・態様の三面からテロリズムの輪郭を描き出してみたい。

まず主体について、中心は「反権力的集団」であるが、概念の周辺的意味としては、反権力的「個人」と「権力」集団ないし個人を加えることができる。アナキストなどは、性格から見ても「一匹狼」的人物が多いから、組織といっても「一匹狼の会」のようなものもあり、集団性を強調し過ぎると、テロリズム史の重要な事象が定義の外におかれることになる。

問題は権力のテロであるが、これは定義に取り入れることも除外することも非常に難しい。権力者が個人として密かに送る刺客から、ナチスによるユダヤ人の大量殺戮(ホロコースト)まで、多様極まる形態があるからである。

テロリズムの「主体」の概念自体にも問題がある。日本刑法は、共犯について、共同正犯、教唆、幫助、煽動などの区別をしているが、テロリズム活動についても、このような参加形態を考えることができる。特に外国でのテロリズム活動に関しては、国家は多様極まる形で参加する。直接刺客を派遣する場合、資金援助、ラッシュディ事件のホメイニ師のような煽動など、様々な形態がある。

客体に関しては、チャールズ・クロートハマーは、テロリズムの発展を、(1)特定人物暗殺期(第二次大戦前)、(2)敵集団所属人物殺害期(5・60年代、アルジェリアのFLN

など)、(3)無差別殺害期(1968年以降、主役はPLO)の三期に分けた。

これはあまり正確ではないが(19世紀のアナキストについて既に「アナキズムの犯罪は、犠牲者が無実であればなおのこといっそう完全になる。それというのも、要はテロリズムによって大衆の想像力をかきたてるところにあるからである」と言われているではないか)、テロリズム論の重点が暗殺から無差別殺害に移行してきたおおまかな経緯を示すものである。前章の暗殺と異なり、直接の対象が無限定であるところに、即ち対象の無差別性に、テロリズム、とりわけ現代テロリズムの特質があるのである。Risk Internationalという私的機関は、次のような分類によって統計をとっているという。

(1)誘拐、(2)乗っ取り、(3)暗殺、(4)傷害、(5)施設攻撃、(6)爆破。

誘拐や乗っ取りは、捕虜になっている同志の釈放というような目的のために、無関係な第三者を拘束し、時には殺害するものである。

テロリズムにおける暴力の態様を限定することは、困難である。恐怖を惹き起すという要素を定義に取り込もうとする論者も多いが、暴力はすべて多かれ少なかれ恐怖を惹き起す。先に例示したように、ある者は恐怖を目的とするところがテロリズムの特色だと言い、他の者はそれを手段とするところが特色だとするが、そうと限ったものでもない。軍資金のための誘拐もあり、自分たちの存在を世に宣伝するための施設爆破もある。先の Risk International のリストの中に暗殺の項目もあるが、暗殺は、全斗煥大統領、サッチャー首相などに対する暗殺未遂事件、サダト大統領、ガンディー首相の暗殺事件などを見ればわかるように、恐怖の威嚇よりも、特定人物を「無きものにする」ところに主たる動機があることも多い。

「非合法」であることをテロリズムの特色とする者もあるが、反権力集団のテロリズムは、それが暴力である限りは当然すべて非合法であって、何ら限定にならない。権力側のテロに関しては、合法と非合法の区別はしばしば名目的なもので、実態において区別のないところに、人為的な線を引くものに過ぎない。

最近論じられていることの一つは、現代テロリズムの目的は publicity (報道されること)ではないかということである。1984年6月に行なわれた『テロリズムとメディア』というシンポジウムの冒頭で、アメリカABC放送のニュースキャスターであるテッド・コッペルは、「テレビとテロリストはお互いを必要としていて、一種の共生関係にあるのではないか」と言った(テレビのニュースキャスターがそう言ったのである)。それに対し他の出席者の一人は、「だが最近では、飽きられて新聞の扱いも小さくなった」と言い、もう一人は、「それはそうだ。最近では『普通の』飛行機乗っ取り("normal" airplane hijackings)なんか一面に載らなくなった。だが彼等は次々に新しく華々しいやり口を考えて、一面に載ろうとする」などと言っている。

ダニエル・ショアの小文に次のような箇所がある。

レーガン大統領を狙撃したジョン・ヒンクリーは、精神鑑定医に対し、「私は、テレビで大々的に報道されるように、この暗殺を計画しました。だってアメリカ大統領の暗殺ほど脚光を浴びる犯罪ってないでしょう」と言った。彼を尋問した警官への最初の問いは「これ今テレビに出てる？」というものだった。……彼は精神鑑定医に「私は今後一生脚光を浴びて過ごすだろう。無名だった私は今や有名になった」と繰り返し言った。

日本で、大阪万博の時、万博の眼玉を乗っ取り、寒空の下、長時間そこで過ごした後、降ろされる時に「記者会見させろ」と言った男がいた。

マーサ・クレンショウが先の定義に続いて次のように言っているのは、テロリストたちが publicity を求めることの説明にもなる。

テロリストの暴力の目的は、物質的であるよりむしろ、心理的・象徴的である。……

ハロルド・ラスウェルは「テロリストは、激しい不安をかきたてることによって、政治的目的を達成しようとする政治過程の参加者である」と言っているが、正当である。

このようなことから、特にイギリスにおいて、テロリズム報道を制限しようとするサッチャー政権と、それに抵抗するジャーナリズムとの間の対立が表面化している。

長尾龍一著『政治的殺人』（弘文堂、1989年）より。見出し等は省略。